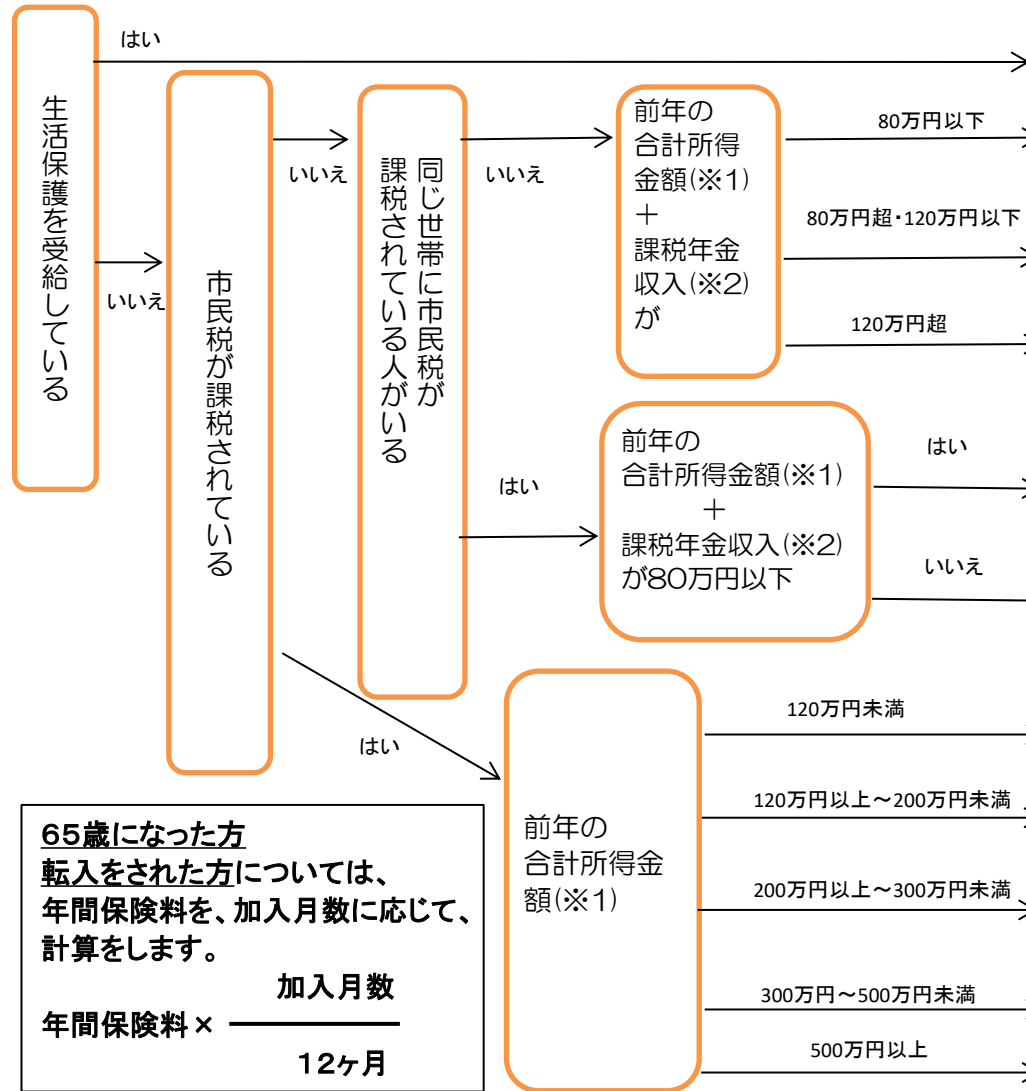


65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料【令和2年度】

65歳以上の人介護保険料は、介護サービスにかかる費用などをもとに、所得に応じて段階別に設定されています。臼杵市では、本人の所得や世帯の市民税課税状況などに応じて以下の段階を設定しています。賦課期日（保険料算定の基準となる日）は、その年度の4月1日です。

★あなたの介護保険料は？



年間保険料額表【令和2年度】

段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護の受給者または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	17,130円 (基準額×0.3)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超～120万円以下	28,560円 (基準額×0.5)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	39,980円 (基準額×0.7)
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者があり、かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	47,400円 (基準額×0.83)
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者があり、かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	57,120円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	68,540円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上～200万円未満	71,400円 (基準額×1.25)
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上～300万円未満	85,680円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上～500万円未満	91,390円 (基準額×1.6)
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上	102,810円 (基準額×1.8)

**65歳になった方
転入をされた方については、
年間保険料を、加入月数に応じて、
計算をします。**

$$\text{年間保険料} \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{ヶ月}}$$

(※1)合計所得金額・・・「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金に係る雑所得（第1～5段階のみ）」は含みません。

(※2)課税年金収入・・・老齢・退職年金等の収入のことで、遺族・障害年金収入は除いたものです。